

手数料の収納に係る POS レジスター等賃貸借業務契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と●●（受注者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により手数料の収納に係る POS レジスター等賃貸借業務に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的、信義誠実等の義務）

第1条 乙は甲に対し、賃貸借機器及び POS システム（保守含む。以下、「賃貸借機器等」という。）を本契約による約定により賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

3 甲は、賃貸借機器等の管理及び使用に当たっては、善良な管理者としての注意を行い、また適正な使用をしなければならない。

（賃貸借業務の内容）

第2条 賃貸借業務の内容は、別添手数料の収納に係る POS レジスター等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（品名及び数量）

第3条 賃貸借機器等のうちハードウェアの品名及び数量は、仕様書3及び別紙3に記載するとおりとする。

（契約期間等）

第4条 契約期間は、契約締結日から令和13年10月31日までとする。また、賃貸借機器等の賃貸借及び保守期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（納入場所及び納入期限）

第5条 賃貸借機器等の納入場所は、仕様書別紙3に記載するとおりとし、納入期限は、前条の賃貸借期間の始期から業務に支障なく利用できるよう令和8年9月30日までの日で甲と協議の上決定した日とする。

（賃貸借機器等の検査及び引渡し）

第6条 乙は、賃貸借機器等を甲指定の納入場所に納入し、甲が利用できる状態にしたときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、賃貸借機器等が利用できる状態にあることの検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

4 第2項の場合において、検査に要する費用は、乙の負担とする。

5 甲は、第2項の検査完了後、乙が賃貸借機器等の引渡しを申し出たときは、直ちに当該賃貸借機器等の引渡しを受けなければならない。

6 乙は、賃貸借機器等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに賃貸借機器等の修補又は取替えをして検査職員の検査を受けなければならない。

7 第2項から第5項の規定は、前項の再検査の場合において準用する。

（納入費用等の負担）

第7条 本契約に基づく賃貸借機器等の納入及び撤去その他本契約を履行するために要する全ての費用は、乙の負担とする。

2 前項の場合において、乙が撤去を遅滞したときは、甲は、乙の代わりに撤去し、その費用を乙に請求する。

3 第1項の規定にかかわらず、納入及び撤去に必要な電気料金については、甲の負担とする。

(賃貸借機器等の保守)

第8条 乙は、甲が賃貸借機器等を常に安全かつ完全に使用できるよう仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、甲は、別途それに要する費用を負担する。

2 乙は、保守の実施方法について、あらかじめ甲の承認を得て、これを実施する。

3 甲は、賃貸借機器等の保守管理に必要な電気料金を負担する。

(賃貸借機器等の不具合)

第9条 賃貸借機器等の引渡しを受けた後において、当該賃貸借機器等が契約の内容に適合しないものであるときは、乙は甲に対し責任を負う。

(賃貸借料)

第10条 賃貸借料の総額は、金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円。以下「賃貸借料総額」という。)とし、各年度において支払う賃貸借料は次のとおりとする。

支払年度	年度賃貸借料
令和8年度	金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円)
令和9年度	金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円)
令和10年度	金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円)
令和11年度	金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円)
令和12年度	金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円)
令和13年度	金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円)

2 前項に規定する賃貸借料は保守費用を含む。

3 賃貸借料(保守含む。)は、令和8年10月1日から生じるものとし、1か月の賃貸借料は、金●●円(うち消費税及び地方消費税の額金●●円)とする。

4 賃貸借料は、賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合は、日割計算により算出した額とする。

(賃貸借料の支払)

第11条 甲は、各月の契約の履行を確認後、当月分の賃貸借料を翌月末日までに乙に支払う。

2 甲が正当な理由なく前項に規定する期間内に支払を完了しないときは、乙は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

(契約保証金)

第12条

〈契約保証金を免除する場合〉この契約に係る乙の契約保証金は、これを免除する。

〈契約保証金を免除しない場合〉乙は、契約締結と同時に契約保証金として金●●円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約の内容を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に返還する。この場合において、返還する契約保証金には利息をつけない。

(所有権の表示)

第13条 賃貸借機器等の所有権は、賃貸借期間中を通じて乙に属し、乙は、賃貸借機器等に乙の所有物である旨を表示することができる。

(賃貸借機器等の原状変更及び附合物)

第14条 甲は、賃貸借機器等の一部を除去し、取り替え、若しくは改造し、又は賃貸借機器等に機械器具、装備その他の物品を取り付ける必要が生じた場合、あらかじめ書面により乙に協議する。

(賃貸借機器等に対する損害保険の付保)

第15条 乙は、自己の責任において、賃貸借機器等に損害保険を付保する。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、甲が故意又は重大な過失によって賃貸借機器等に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができる。
 - 3 前項の損害賠償の額は、甲と乙で協議して定める。この場合において、乙の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第17条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第18条 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。ただし、機器の設置及び保守等を機器の製造者又はこれに準ずる者に委任する場合は、この限りでない。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - (1) 再委託の契約金額が再委託する年度の年度賃貸借料の額の50パーセントを超える場合
 - (2) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
 - 3 乙は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。
 - 4 乙は、第1項ただし書きの規定により第三者に委任する場合、当該第三者に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

(任意解除)

- 第19条 甲は、次条又は第21条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は前項の規定により本契約を解除する場合、契約解除の90日前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその賠償を請求することができる。なお、賠償額は、甲乙協議して定める。

(催告による解除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 期限内に賃貸借機器等を納入しないとき又は期限内に賃貸借機器等を納入する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、甲の指揮監督に従わないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

- 第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - (2) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、賃貸借機器等その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に賃貸借機器等の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（解除の制限）

第22条 第20条第1項各号及び前条第1項第1号から第4号までの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（賠償の予定）

第23条 乙が第21条第1項第5号に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として、賃貸借料総額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。賃貸借機器等の借り受け後においても、同様とする。

（履行遅延による違約金）

第24条 甲は、賃貸借期間の始期までに賃貸借機器等を借受けることができない場合、違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき、賃貸借料総額に対し、会計規則第120条の規定により計算した額とする。

（守秘事項等）

第25条 乙は、賃貸借機器等を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 乙は、本業務に従事する者並びに第18条の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、第1項及び前項の規定を遵守させなければならない。

4 甲は、乙が前3項の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

5 第1項から第4項までの規定は、賃貸借及び保守期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第26条 乙は、本業務に必要な情報等について、本契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(特許権等の使用)

第27条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

(本業務の調査等)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、乙の本業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務)

第29条 乙は、本業務の履行内容が仕様書又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(事故等発生時の対応義務)

第30条 乙は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
2 前項の場合において、乙は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について甲と協議する。

(責任の制限)

第31条 甲乙双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲は、当該部分について賃貸借料の支払義務を免れる。

(業務の中止)

第32条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(追完請求権)

第33条 甲は、賃貸借機器等の引渡しを受けた後において、当該賃貸借機器等がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
2 前項の規定により甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。
3 前2項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(賃貸借機器等及び消耗品等の返還、撤去)

第34条 甲は、第4条の規定により本契約が満了し、若しくは終了した場合又は第19条から第21条までの規定により本契約を解除した場合、賃貸借機器等を遅滞なく乙に返還しなければならない。
2 乙は、前項の場合においては、遅滞なく賃貸借機器等を撤去しなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第35条 本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意

管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（著しい物価変動等による契約額の変更）

第36条 著しい物価変動等により契約額が著しく不相当となったときは、甲乙協議して、この契約を変更する契約を締結することができる。

（契約の履行に要する経費）

第37条 本契約を履行するために要する経費は、すべて乙の負担とする。

（約定外の協議）

第38条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 ●●